

## 第2章

# 統合機動防衛力の構築に向けて



### 第1節

## 防衛計画の大綱の概要

### 1 基本的な考え方 ―統合機動防衛力の構築―

「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（「防衛大綱」）<sup>1</sup>は、国家安全保障戦略を踏まえて初めて策定されたものであり、わが国の平和と安全を守る中核として、新たに「統合機動防衛力」を構築することとした。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、領域主権や権益などをめぐり、純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加するとともに長期化しつつある。このため、平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動（常統監視）や事態の推移に応じた対処態勢の迅速な構築により、事態の深刻化を防止するとともに、各種事態が発生した場合には、必要な海上優勢<sup>2</sup>・航空優勢<sup>3</sup>を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが重要である。このような中、自衛隊の活動量を下支えする防衛力の「質」と「量」の確保が必ずしも十分とは言えない状況となっていた。

防衛大綱では、このような反省点に立って、よ

り統合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支えする防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくこととした。このため、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すこととした。このような能力評価の結果を踏まえることで、刻々と変化するわが国を取り巻く安全保障環境に適応し、メリハリのきいた防衛力の効率的な整備が可能となったことに大きな意義がある。

併せて、後方支援基盤をこれまで以上に幅広く強化し、最も効果的に運用できる態勢を構築することとした。具体的には、訓練・演習、運用基盤、人事教育、衛生、防衛生産・技術基盤、装備品の効率的な取得、研究開発、地域コミュニティとの連携、情報発信の強化、知的基盤の強化、防衛省改革の推進など、幅広い分野を防衛力の能力発揮のための基盤として強化することとした。

参照》図表Ⅱ-2-1-1（防衛力の役割の変化）

## 第2章

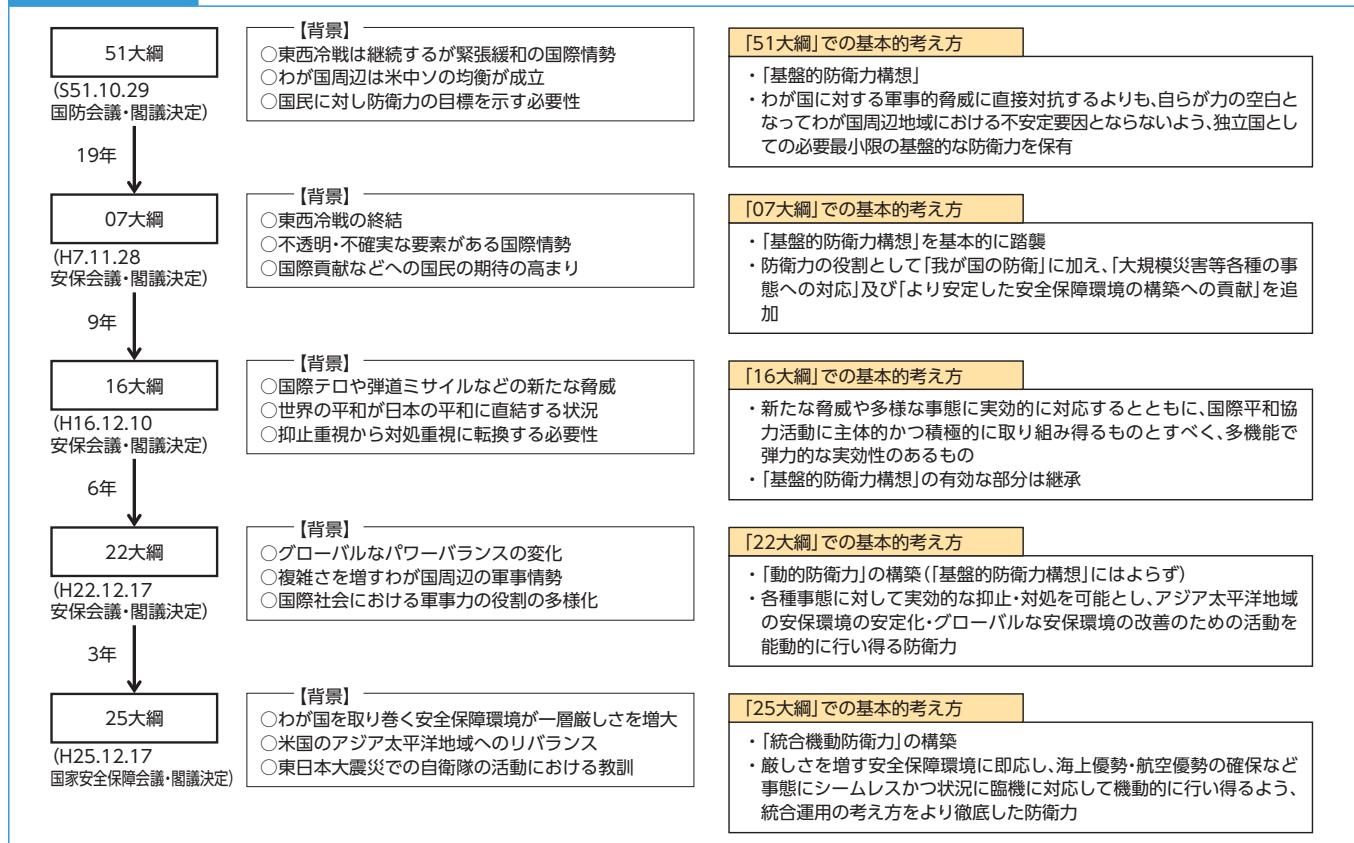
### 統合機動防衛力の構築に向けて

1 13（平成25）年12月に国家安全保障会議と閣議において決定

2 Ⅲ部1章2節（実効的な抑止及び対処）参照

3 Ⅲ部1章2節（実効的な抑止及び対処）参照

図表Ⅱ-2-1-1 防衛力の役割の変化



## 2 新たな安全保障環境

### 1 グローバルな安全保障環境

国家間の相互依存関係が一層拡大・深化し、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体に拡大するリスクが増大している。また、中国、インドなどのさらなる発展と米国の影響力の相対的な変化に伴うパワーバランスの変化、純然たる有事でも平時でもないグレーゾーン事態の増加傾向、公海の自由が不当に侵害される状況が生じている。さらに、宇宙空間・サイバー空間の安定的利用の確保が重要課題となっている。

### 2 アジア太平洋地域における安全保障環境

国家間の協力関係の充実・強化が図られる一方、グレーゾーンの事態が長期化する傾向が生じ

ており、これらがより重大な事態に転じる可能性が懸念されている。

北朝鮮は、大規模な軍事力を展開し、非対称的な軍事能力<sup>4</sup>を引き続き維持・強化しており、さらに、地域の緊張を高める行為を繰り返している。特に、核・ミサイル開発については、弾道ミサイルの長射程化や高精度化のための技術の向上を図っており、核兵器の小型化・弾頭化の実現の可能性も排除できず、わが国に対するミサイル攻撃の示唆などの挑発的言動とあいまって、わが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。

中国は、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待されている。一方で、継続的な高い水準での国防費の増加、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開の阻止と活動の阻害のための取組、軍事に関する不十分な透明性、海空域にお

<sup>4</sup> ここでいう非対称的な軍事能力とは、通常兵器を中心とした一定の軍事能力を保有又は使用する相手に対抗するための、例えば、大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃といった、相手と異なる攻撃手段を指す。

ける活動の急速な拡大・活発化、海洋における力を背景とした現状変更の試みなどの軍事動向は、わが国のみならず、アジア太平洋地域・国際社会における安全保障上の懸念ともなっている。

ロシアは、軍改革を進展させ、軍事力の近代化に向けた取組が見られる。また、ロシア軍の活動は、引き続き活発化の傾向にある。

米国は、アジア太平洋地域へのリバランスを明確にし、財政面などの制約の中でも、同盟国などとの関係の強化などを図りつつ、地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。

### 3 わが国の地理的特性など

海洋国家であるわが国にとって、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎で

ある。また、わが国は、自然災害の多発、人口の集中、沿岸部にある多数の原子力発電所など、安全保障上の脆弱性を抱えており、東日本大震災のような大規模震災が発生した場合、その影響は、国際社会にも波及し得る。今後、南海トラフ地震などへの対処に万全を期す必要性が増している。

### 4 わが国が取り組むべき課題

様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化し、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、一国のみではこれらへの対応は困難である。したがって、課題などへの対応に利益を共有する各国が、地域・国際社会の安定のために協調しつつ積極的に対応する必要性がさらに増大している。

## 3 わが国の防衛の基本方針

### 1 基本方針

「国家安全保障戦略」を踏まえ、総合的な防衛体制を構築し、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。

この際、わが国は、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

また、核兵器の脅威に対しては、米国による拡大抑止は不可欠であり、緊密に協力していくとともに、わが国自身の取組により適切に対応する。加えて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

### 2 わが国自身の努力

一層厳しさを増す安全保障環境のもと、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運

用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める。また、各種事態の発生に際しては、迅速・的確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体などとも連携を図り、事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応する。

さらに、各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き続き整備するとともに、緊急事態において在外邦人などの安全確保のために万全の態勢を整える。

以上の対応を的確に行うため、関連する各種計画などの体系化を図りつつ、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。

また、こうした統合的な防衛体制の構築とともに、先述のとおり、統合機動防衛力の構築に取り組む。

### 3 日米同盟の強化

日米安全保障体制はわが国自身の努力とあいまってわが国の安全保障の基軸であり、また、日米同盟は、わが国のみならず、アジア太平洋地域、



さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。このような観点から、次の取組を重視する。

### (1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

「日米防衛協力のための指針」の見直しを進める<sup>5</sup>。また、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動、施設・区域の共同使用 (Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance) を推進する。さらに、各種の運用協力及び政策調整を一層緊密に推進する。

### (2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化する。また、災害対応に関し、自衛隊と米軍との連携を一層強化する。さらに、情報、装備・技術など幅広い分野での協力関係を不断に強化・拡大する。

### (3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとした地元の負担を軽減していく。

## 4 安全保障協力の積極的な推進

### (1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域内の対立的な機運や相互の警

戒感を軽減するための協調的な各種取組を多層的に推進する。特に、韓国、オーストラリア、インドについては、連携や相互運用性の向上に努める。また、中国、ロシアについては、対話や交流の推進に努める。

能力構築支援については、政府開発援助 (ODA) Official Development Assistance を含む外交政策との調整を十分に図りつつ推進するとともに、対象国及び支援内容を拡充していく。

さらに、多国間安全保障協力・対話において、米国及びオーストラリアとも連携しながら、域内協力関係の構築に主体的に貢献していくとともに、多国間共同訓練・演習に積極的に参加していく。

### (2) 国際社会との協力

グローバルな安全保障上の課題などは、一国のみで対応することが極めて困難である。また、近年、軍事力の役割が多様化し、平和構築や信頼醸成の増進において重要な役割を果たしている。このため、平素から国際社会と連携しつつ、軍備管理・軍縮、不拡散、能力構築支援などに関する各種取組を継続・強化し、特にEU、NATO、North Atlantic Treaty Organization OSCEや英国、フランスをはじめとする欧州諸国 European Union との協力を一層強化する。また、国際平和協力活動などを積極的かつ多層的に推進し、特に、自衛隊の能力を活用した活動を引き続き積極的に実施する。

## 4 防衛力のあり方

### 1 防衛力の役割

#### (1) 各種事態における実効的な抑止及び対処

各種兆候を早期に察知するため、わが国周辺を広域にわたり常統監視し、情報優越<sup>6</sup>を確保する。このような活動などにより、力による現状変更を許容しないとわが国の意思を明示し、各種事態

の発生を未然に防止する。

一方、グレーゾーンの事態を含む各種事態に対し、兆候段階からシームレスかつ機動的に対応し、その長期化にも持続的に対応し得る態勢を確保する。複数の事態が連続的又は同時並行的に発生する場合においても、事態に応じ、実効的な対応を行う。

<sup>5</sup> 15 (平成27) 年4月27日、新ガイドラインが日米間において了承された。

<sup>6</sup> 情報の認知、収集、処理、伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること

特に、①周辺海空域における安全確保、②島嶼部に対する攻撃への対応、③弾道ミサイル攻撃への対応、④宇宙空間及びサイバー空間における対応、⑤大規模災害などへの対応を重視する。

## (2) アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

わが国周辺において、常統監視や訓練・演習などの各種活動を適時・適切に実施し、地域の安全保障環境の安定を確保する。また、同盟国などと連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援などを多層的に推進する。

グローバルな安全保障上の課題に適切に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散に関する各種取組を強化する。また、国際平和協力活動、海賊対処、能力構築支援などの各種活動を積極的に推進する。特に、①訓練・演習の実施、②防衛協力・交流の推進、③能力構築支援の推進、④海洋安全保障の確保、⑤国際平和協力活動の実施、⑥軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力を重視する。

## 2 自衛隊の体制整備にあたっての重視事項

### (1) 基本的考え方

想定される各種事態について、統合運用の観点から実施した能力評価の結果を踏まえ、南西地域の防衛態勢の強化をはじめ、各種事態における実効的な抑止・対処の実現の前提となる海上優勢・航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先することとし、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、機動展開能力の整備も重視する。

一方、大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持し、より一層の効率化・合理化を徹底する。

### (2) 重視すべき機能・能力

米軍との相互運用性にも配慮した統合機能の充実に留意しつつ、特に以下の機能・能力について重点的に強化する。

#### ○ 警戒監視能力

わが国周辺海空域において常統監視を広域にわたって実施するとともに、情勢の悪化に応じて態勢を柔軟に増強する。

#### ○ 情報機能

各種事態などの兆候の早期察知などを行うための情報の収集・処理体制及び収集情報の分析・共有体制を強化する。この際、人的情報・公開情報・電波情報・画像情報などに関する収集機能と無人機による常統監視機能の拡充を図る。また、地理空間情報機能を強化し、情報収集・分析要員の確保・育成のための体制を確立する。

#### ○ 輸送能力

所要の部隊を機動的に展開・移動させるため、平素から民間輸送力との連携を図りつつ、統合輸送能力を強化する。

#### ○ 指揮統制・情報通信能力

全国の部隊を機動的・統合的に運用し得る指揮統制の体制の確立のため、陸自の各方面隊を束ねる統一司令部の新設などを実施する。また、島嶼部における基盤通信網や各自衛隊間のデータリンク機能をはじめとして、その充実・強化を図る。

#### ○ 島嶼部に対する攻撃への対応

実効的な対応の前提となる海上優勢・航空優勢の確実な維持のための対処能力を強化する。島嶼への侵攻を阻止するための統合的な能力を強化するとともに、侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための水陸両用作戦能力を整備する。さらに、南西地域における事態生起時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上させる。なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢のあり方についても検討を行う。

#### ○ 弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、わが国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。また、弾道ミサイル防衛システムについては、わが国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化する。さらに、日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、わが国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段などに対する対応能力のあり方についても検討のうえ、必要な措置を講ずる。

## ○ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

各種人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組などを通じて衛星の抗たん性<sup>7</sup>を高める。

サイバー空間においては、統合的な常統監視・対処能力を強化するとともに、専門的な知識・技術を持つ人材や最新の機材を継続的に強化・確保する。

## ○ 大規模災害などへの対応

十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、長期間にわたり持続可能な対処態勢を構築する。

## ○ 国際平和協力活動などへの対応

人員・部隊の安全確保のための防護能力を強化する。輸送・展開能力、情報通信能力、補給・衛生などの体制整備に取り組む。情報収集能力及び教育・訓練・人事管理体制を強化する。

## 3 各自衛隊の体制

## (1) 陸上自衛隊

島嶼部に対する攻撃をはじめとする各種事態に即応するため、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）を保持する。また、水陸両用作戦などの実施が可能な機動運用部隊を保持する。良好な訓練環境を踏まえ、機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、戦車及び火砲を中心として効率化・合理化を実施し、部隊の編成・装備を見直す。

陸自の編成定数については、大規模災害などに

も十分な規模で対応するために、平成25年度末の水準である約15.9万人を維持する。

## (2) 海上自衛隊

周辺海域の防衛や海上交通の安全を確保し得るよう、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦などにより54隻（14個護衛隊）に増強された護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持する。なお、イージス・システム搭載護衛艦<sup>8</sup>を2隻増勢し、8隻体制を確立する。

また、平素からの情報収集・警戒監視、周辺海域の哨戒<sup>9</sup>及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊とともに、固定翼哨戒機部隊を保持する。

## (3) 航空自衛隊

わが国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するために、航空警戒管制部隊を保持する。警戒管制業務の防空指令所への集約化などにより、警戒群を段階的に警戒隊に移行するとともに、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編する。

戦闘機部隊について、13個目の飛行隊を新編するとともに、航空偵察部隊については廃止する。また、空中給油・輸送部隊に1個飛行隊を新編し、2個飛行隊とする。

さらに、陸自の地対空誘導弾部隊と連携し、重要地域の防空を実施するほか、イージス・システム搭載護衛艦とともに、弾道ミサイル攻撃からわが国を多層的に防護し得る機能を備えた地対空誘導弾部隊を保持する。

参照 図表Ⅱ-2-1-2（防衛大綱別表の変遷）

参照 図表Ⅱ-2-1-3（海上自衛隊の基幹部隊の体制（変更点））

<sup>7</sup> 宇宙ゴミや対衛星攻撃などのリスクが顕在化した状況でも、機能を継続的に利活用し得るよう、代替手段の確保を含め、機能中断又は機能低下の防止・極限を図る性能

<sup>8</sup> 目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。

<sup>9</sup> 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的を持って、ある特定の地域を計画的に見回ること



図表Ⅱ-2-1-2 防衛大綱別表の変遷

| 区分                                           |                | 51大綱                                           | 07大綱                             | 16大綱                     | 22大綱                              | 25大綱                                                        |
|----------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊                                        | 編成定数           | 18万人                                           | 16万人                             | 15万5千人                   | 15万4千人                            | 15万9千人                                                      |
|                                              | 常備自衛官定員        |                                                | 14万5千人                           | 14万8千人                   | 14万7千人                            | 15万1千人                                                      |
|                                              | 即応予備自衛官員数      |                                                | 1万5千人                            | 7千人                      | 7千人                               | 8千人                                                         |
|                                              | 基幹部隊           | 平素(平時) 地域配備する部隊(注1)                            | 12個師団<br>2個混成団                   | 8個師団<br>6個旅団             | 8個師団<br>6個旅団                      | 5個師団<br>2個旅団                                                |
|                                              | 機動運用部隊         | 1個機甲師団<br>1個特科団<br>1個空挺団<br>1個教導団<br>1個ヘリコプター団 | 1個機甲師団<br><br>1個空挺団<br>1個ヘリコプター団 | 1個機甲師団<br><br>中央即応集団     | 中央即応集団<br>1個機甲師団                  | 3個機動師団<br>4個機動旅団<br>1個機甲師団<br>1個空挺団<br>1個水陸機動団<br>1個ヘリコプター団 |
|                                              | 地対艦誘導弾部隊       |                                                |                                  |                          |                                   | 5個地対艦ミサイル連隊                                                 |
|                                              | 地対空誘導弾部隊       | 8個高射特科群                                        | 8個高射特科群                          | 8個高射特科群                  | 7個高射特科群/連隊                        | 7個高射特科群/連隊                                                  |
| 海上自衛隊                                        | 主要装備           | 戦車(注2)<br>火砲(主要特科装備)(注2)                       | (約1,200両)<br>(約1,000門/両)         | 約900両<br>(約900門/両)       | 約600両<br>(約600門/両)                | 約400両<br>約400門/両                                            |
|                                              | 護衛艦部隊          |                                                |                                  |                          | 4個護衛艦隊群(8個護衛艦)<br>4個護衛艦           | 4個護衛艦隊群(8個護衛艦)<br>6個護衛艦                                     |
|                                              | 機動運用<br>地域配備   | 4個護衛艦隊群<br>(地方隊) 10個隊                          | 4個護衛艦隊群<br>(地方隊) 7個隊             | 4個護衛艦隊群(8個隊)<br>5個隊      |                                   |                                                             |
|                                              | 潜水艦部隊          | 6個隊                                            | 6個隊                              | 4個隊                      | 6個潜水隊                             | 6個潜水隊                                                       |
|                                              | 掃海部隊           | 2個掃海隊群<br>(陸上) 16個隊                            | 1個掃海隊群<br>(陸上) 13個隊              | 1個掃海隊群<br>9個隊            | 1個掃海隊群<br>9個航空隊                   | 1個掃海隊群<br>9個航空隊                                             |
| 航空自衛隊                                        | 主要装備           | 護衛艦<br>潜水艦<br>作戦用航空機                           | 約60隻<br>16隻<br>約220機             | 約50隻<br>16隻<br>約170機     | 47隻<br>16隻<br>約150機               | 48隻<br>22隻<br>約150機                                         |
|                                              | 基幹部隊           | 航空警戒管制部隊                                       | 28個警戒群<br>1個飛行隊                  | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個飛行隊 | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個警戒航空隊(2個飛行隊) | 4個警戒群<br>24個警戒隊<br>1個警戒航空隊(2個飛行隊)                           |
|                                              | 戦闘機部隊          |                                                |                                  | 12個飛行隊                   | 12個飛行隊                            | 13個飛行隊                                                      |
|                                              | 要撃戦闘機部隊        | 10個飛行隊                                         | 9個飛行隊                            |                          |                                   |                                                             |
|                                              | 支援戦闘機部隊        | 3個飛行隊                                          | 3個飛行隊                            |                          |                                   |                                                             |
|                                              | 航空偵察部隊         | 1個飛行隊                                          | 1個飛行隊                            | 1個飛行隊                    | 1個飛行隊                             |                                                             |
|                                              | 空中給油・輸送部隊      |                                                |                                  | 1個飛行隊                    | 1個飛行隊                             | 2個飛行隊                                                       |
|                                              | 航空輸送部隊         | 3個飛行隊                                          | 3個飛行隊                            | 3個飛行隊                    | 3個飛行隊                             | 3個飛行隊                                                       |
|                                              | 地対空誘導弾部隊       | 6個高射群                                          | 6個高射群                            | 6個高射群                    | 6個高射群                             | 6個高射群                                                       |
|                                              | 主要装備           | 作戦用航空機<br>うち戦闘機                                | 約430機<br>(注2)(約350機)             | 約400機<br>約300機           | 約350機<br>約260機                    | 約340機<br>約260機                                              |
| 弾道ミサイル<br>防衛にも使用<br>し得る主要装<br>備・基幹部隊<br>(注3) | イージス・システム搭載護衛艦 |                                                |                                  | 4隻                       | (注4) 6隻                           | 8隻                                                          |
|                                              | 航空警戒管制部隊       |                                                |                                  | 7個警戒群<br>4個警戒隊           | 11個警戒群/隊                          |                                                             |
|                                              | 地対空誘導弾部隊       |                                                |                                  | 3個高射群                    | 6個高射群                             |                                                             |

(注1) 25大綱においては「地域配備部隊」とされている部隊

(注2) 51大綱及び25大綱別表に記載はないものの、07～22大綱別表との比較上記載

(注3) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は、16大綱、22大綱については海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数であり、25大綱については護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊及び地対空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

(注4) 弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

図表Ⅱ-2-1-3 海上自衛隊の基幹部隊の体制（変更点）

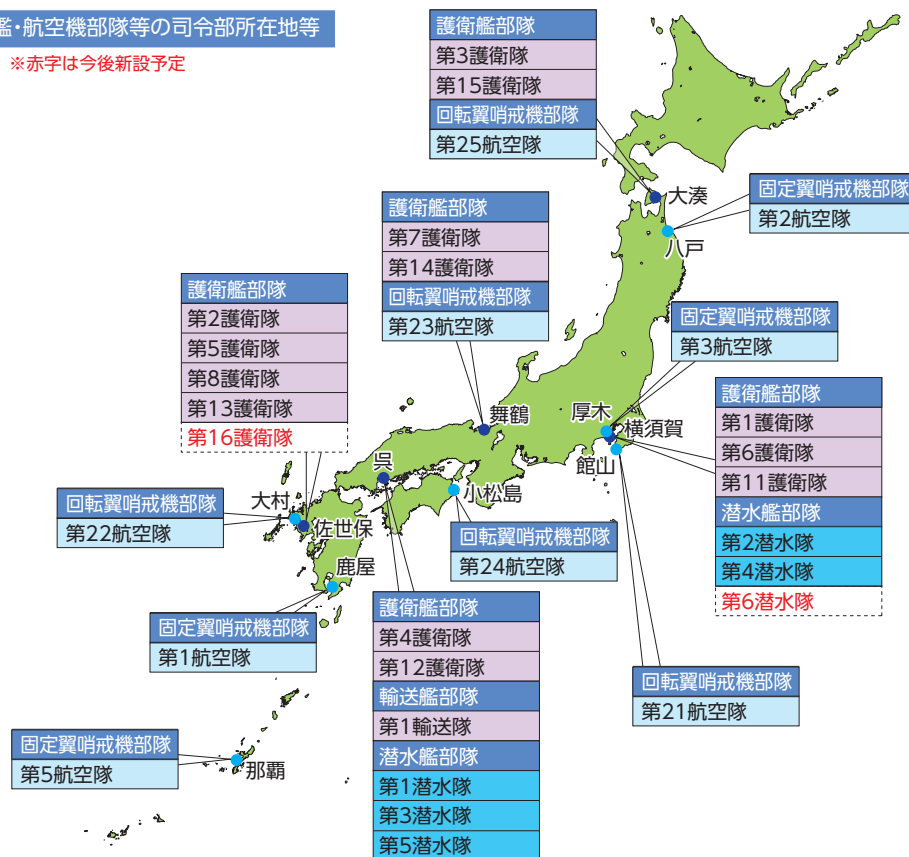
## 海上自衛隊の基幹部隊の体制（変更点）

## 新たな体制

○常統監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保し得るよう、各種事業を推進し、海上優勢を確実に獲得・維持

## 護衛艦・潜水艦・航空機部隊等の司令部所在地等

※赤字は今後新設予定

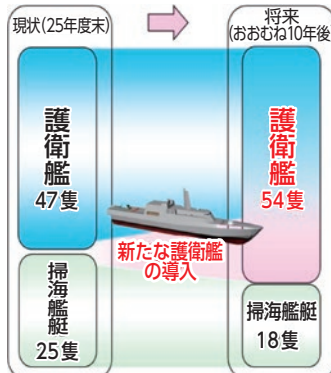


## 護衛艦部隊の体制

護衛艦 ※H25末隻数:47隻  
(22大綱:48隻(12個護衛隊))  
→25大綱:54隻(14個護衛隊))  
○新たな護衛艦(多任務対応・船体コンパクト化)の導入による増勢  
→取り外し可能な装備の搭載により、機雷掃海や対潜戦に対応  
○イージス・システム搭載護衛艦の2隻増勢による8隻体制の確立  
○汎用護衛艦(DD)の継続整備

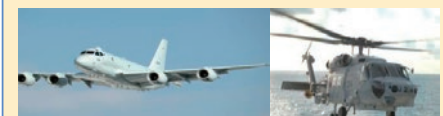


新たな護衛艦



## 哨戒機部隊の体制

哨戒機  
○P-1の継続整備による固定翼哨戒機(P-1/3C)の体制維持(65機)  
○哨戒ヘリコプター(SH-60K/J)の増勢  
(22大綱:72機→25大綱:80機)



## 潜水艦部隊の体制

潜水艦 ※H25末隻数:16隻  
(22大綱:22隻→25大綱:22隻)  
○建造及び延命の組み合わせによる増勢の継続



## 新たな護衛艦の機能



## その他

その他主要事業  
○輸送艦の改修(水陸両用車やティルト・ローター機も運用)  
○水陸両用作戦等における指揮統制・大規模輸送・航空運用能力を兼ね備えた多機能艦艇の在り方についての検討  
○新たな護衛艦への対機雷戦機能付与  
○既存の艦艇(護衛艦等)及び航空機(P-3C・SH-60J)の延命





## 解説

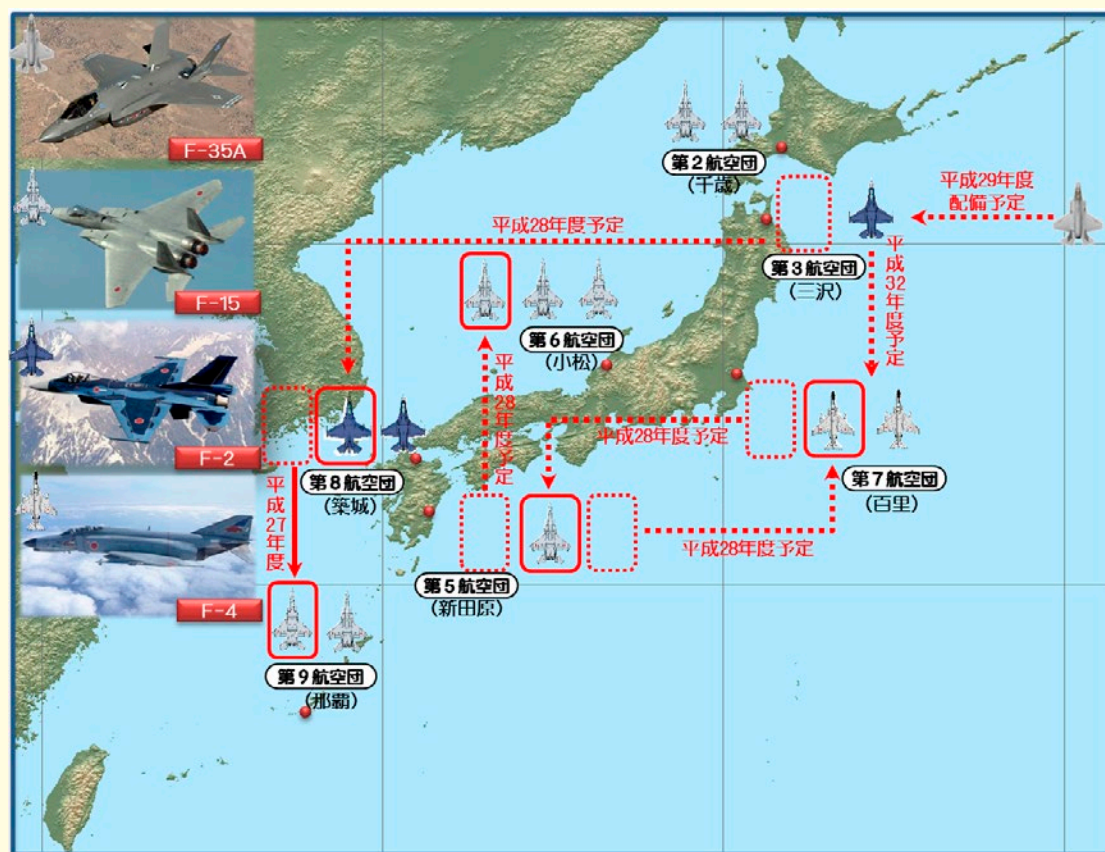
## 戦闘機部隊などの体制移行について

Column

航空自衛隊は、防衛大綱・中期防に基づき、わが国領空における「航空優勢の確実な維持」を実行できる体制を構築するため、全国に配置されている戦闘機部隊などを移動させています。

平成27年度には、築城基地のF-15部隊を那覇基地に移動させ、那覇基地のF-15部隊を2個飛行隊とし、第9航空団を新編することにより、南西地域における航空自衛隊の運用態勢の充実を図りました。平成28年度には、新田原基地の飛行教導群（仮設敵機の部隊）を小松基地に移動させ、全国の戦闘機部隊などの戦術技量の向上を図るために必要な訓練環境を整備することとしています。また、三沢基地のF-2部隊を築城基地に移動させ、築城基地のF-2部隊を2個飛行隊とするとともに、新田原基地のF-4部隊を百里基地に配備しているF-15部隊と入れ替え、南西地域の防衛態勢の一層の強化を図ることとしています。

さらに、今後、F-35A戦闘機の三沢基地への配備や航空偵察部隊の廃止、13個目の戦闘機部隊新設などに向け、引き続き、対領空侵犯措置任務をはじめとする防空任務を確実に実施しつつ、わが国を取り巻く安全保障環境の変化に適切に対応できる戦闘機部隊などの体制を構築していくこととしています。



## 5 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力が最大限効果的に機能するには、これの下支えする基盤も併せて強化することが必要不可

欠である。

参照》図表Ⅱ-2-1-4（防衛力の能力発揮のための基盤）

図表Ⅱ-2-1-4 防衛力の能力発揮のための基盤

| 区 分          | 主要施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訓練・演習        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道の良好な訓練環境の一層の活用、関係機関や民間部門とも連携した訓練・演習の充実・強化</li> <li>○良好な訓練環境確保のため、地元との関係に留意しつつ、南西地域における米軍施設・区域の自衛隊による共同使用を推進</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 運用基盤         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○部隊などの迅速な展開及び各種事態への効果的な対応として駐屯地・基地などの復旧能力を含む抗たん性の向上、即応性を確保するため各自衛隊の施設・宿舍の整備</li> <li>○民間空港・港湾について、事態に応じ早期に自衛隊などの運用基盤として使用しうよう検討</li> <li>○任務に従事する隊員・留守家族のための各種家族支援施策の実施</li> <li>○必要な弾薬の確保・備蓄、装備品の維持整備の実施</li> </ul>                                                                             |
| 人事教育         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成・年齢構成を確保する施策の実施</li> <li>○女性自衛官のさらなる活用、再任用を含む人材の有効活用及び栄典・礼遇に関する施策の推進、統合運用体制強化のため、教育・訓練の充実及び関係府省などにおける勤務を通じて得た広い視野・経験により、各種事態などに柔軟に即応できる人材の確保</li> <li>○多様な募集施策の推進、地方公共団体・関係機関との連携強化などによる再就職支援の推進</li> <li>○持続的な部隊運用を支えるため、幅広い分野での予備自衛官の活用及び予備自衛官などの充足向上施策の実施</li> </ul> |
| 衛生           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛隊病院の拠点化・高機能化、防衛医科大学校病院などの運営改善など、効率的かつ質の高い医療体制の確立</li> <li>○医官・看護師・救急救命士などの確保・育成、第一線の救護能力の向上や迅速な後送態勢の整備</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 防衛生産・技術基盤    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略の策定、装備品の民間転用の推進</li> <li>○武器などの海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則の策定</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |
| 装備品の効率的な取得   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○装備品の効率的・効果的な取得のためのプロジェクト・マネージャーの仕組みの制度化、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、さらなる長期契約の導入の可否などの検討</li> <li>○民間能力の有効活用などによる補給態勢の改革による即応性・対応能力の向上、取得プロセスの透明化及び契約制度の適正化</li> </ul>                                                                                                                            |
| 研究開発         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○厳しい財政事情のもと、自衛隊の運用にかかるニーズを踏まえ、研究開発と防衛力整備上の優先順位との整合性を確保</li> <li>○新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保し得るよう、中長期的な視点に基づく研究開発の推進</li> <li>○大学・研究機関との連携の充実などによる民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用及び民生分野への防衛技術の展開</li> </ul>                                                                                          |
| 地域コミュニティとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛施設周辺対策事業の推進、地方公共団体・地元住民に対する平素からの積極的な広報</li> <li>○部隊の改編などにおける地域の特性への配慮、駐屯地などの運営における地元経済への寄与への配慮</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 情報発信の強化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○戦略的な広報活動の強化、多様な情報媒体の活用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 知的基盤の強化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育機関などにおける安全保障教育の推進</li> <li>○防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制の強化、政府内の他の研究機関や国内外の大学・シンクタンクとの各種連携の推進</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
| 防衛省改革の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○文官と自衛官の一体感の醸成、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化などの実現</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |

## 6 留意事項

防衛大綱に定める防衛力のあり方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものである。各種施策、計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議で定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつつ、円滑・迅速・的確な防衛力の移行を推進する。

評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境などを勘案し検討を行い、所要の修正を行う。また、格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図る。